

さ
か
い

第 4 章

行財政改革の取り組み

第1節

坂井市行政改革大綱

(1) 坂井市行政改革大綱の策定

少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、景気低迷による税収の伸び悩み、社会情勢や価値観の変化による市民ニーズの多様化・高度化などにより、厳しい行財政運営が続いています。その中で、坂井市としても事業や施設の整理統合などの「量的改革」を図るとともに、職員の意識改革や地域協働社会の充実によるサービスの質を高める「質的改革」を図る必要があります。

これらを踏まえ、将来に向けた市政運営の原動力とするべく、『最少の経費で最大の効果を挙げる』という地方自治運営の基本原則に基づき、坂井市行政改革大綱を策定しています。

行政改革大綱の策定にあたっては、学識経験者や各種団体の代表者、また公募による委員により設置された『行政改革推進協議会』で審議・答申され、パブリックコメント、議会への報告を経て市民の皆様公表されています。また、協議会では毎年度の進捗状況について報告し、委員のご意見を伺いながら計画の進捗を図っています。

平成19年3月に策定された第1次行政改革大綱は、平成19年度から平成23年度までの5年間の期間とし、「市民満足度100%に向けて」「最少経費、最大効果の実現」「市民との協働によるまちづくり」の3つの目標を掲げて取り組みを進めてきました。

また、平成24年3月に策定された第2次行政改革大綱では、平成24年度から平成28年度までの5年間の期間とし、第1次行政改革大綱に基づき進めてきた取り組みを踏まえ、「上質な行政サービスの提供で市民満足度向上を目指す」「経営感覚を意識した、効率的で効果的な行政経営を目指す」の2つの基本方針を掲げて、現在取り組みを進めています。

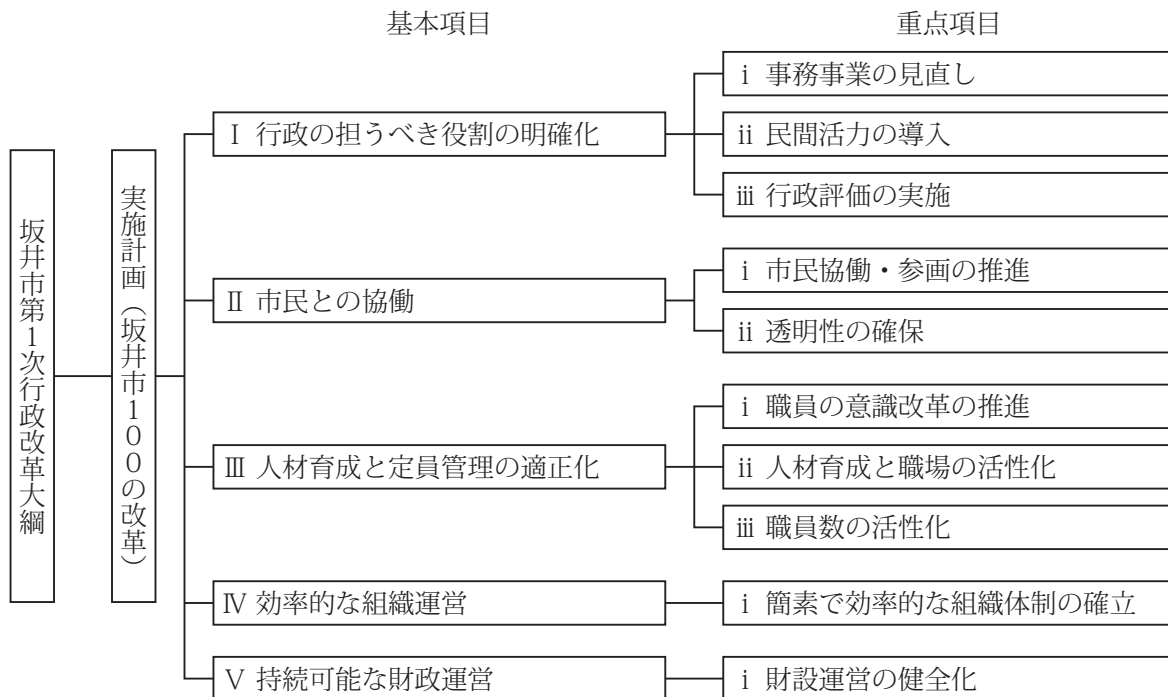
(2) 坂井市行政改革大綱実施計画の策定と取り組み

第1次、第2次行政改革大綱に基づき、具体的な取組内容を示した実施計画を策定しています。

第1次行政改革大綱実施計画（坂井市100の改革）は、次の体系表により100の項目を定め、健全な財政構造への転換、市民満足度の高いまちづくりを推し進めるため、事務事業の見直しや職員数の適正化、民営化の推進など着実な改革の実現を目指してきました。5年間の取組期間中に78項目を達成し、削減効果で約38億7千万円、増収効果約20億円、合計約58億7千万円の財政効果が得られました。

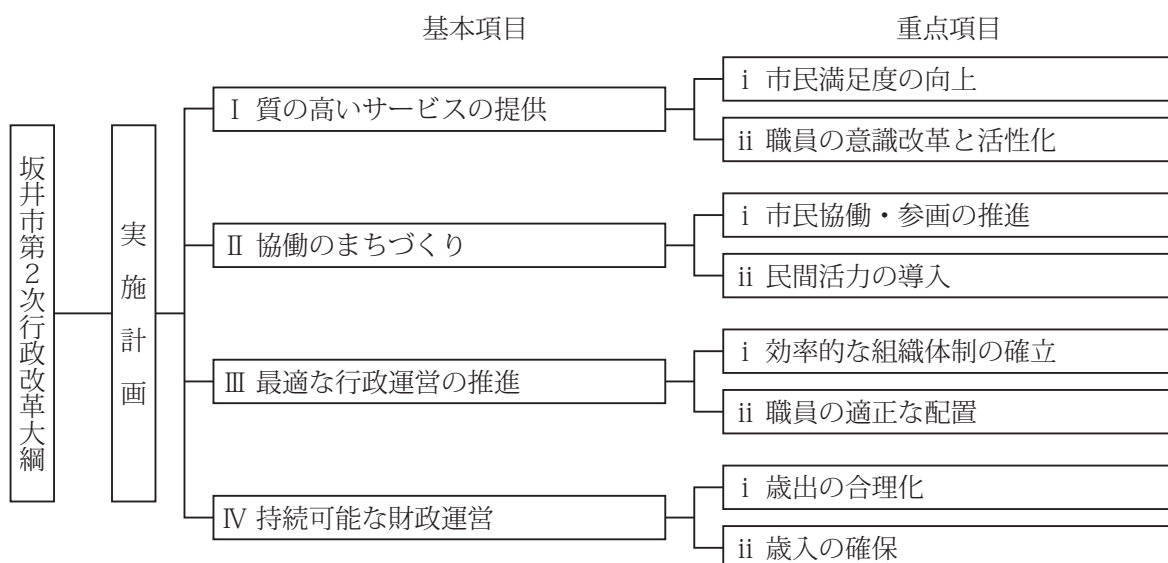
これらの取り組みから生まれた財源は、通学支援対策などの少子高齢化時代における新しい市民ニーズに応える施策、防災無線の整備や自主防災組織の育成支援等、市民が安全で安心した暮らしができる施策などに形を変えて活用されています。

達成されなかった22項目については、第2次行政改革実施大綱において引き続き取り組んでいます。



第2次行政改革大綱実施計画は、次の体系表により119の項目を定め、市民満足度の向上、効率的で効果的な行政運営を推し進めるため、職員の定員適正化といった100の改革からの継続した取り組みのほか、「公共施設マネジメント白書」において方向性の示された施設についての取り組みを進めています。

今後も、普通交付税合併算定替えの終了や老朽化する施設の維持管理経費の増大など、厳しい行財政運営が続くことが予想されており、第2次行政改革大綱に基づき着実に改革を実行していきます。なお、平成26年度末現在（3年間）の財政効果額は、約12億円となっています。



実施計画の取組状況については、行政改革推進協議会や議会に報告し、ご意見を伺いながら進捗管理を行っており、市のホームページでも公表しています。

第2節

組織改革、 人事・事業評価の取り組み

(1) 行政組織改革の推移

坂井市機構改革内容

平成19年度	備考
1 総務課に安全対策室とまちづくり推進室新設。	平成19年4月1日
2 行政経営課新設。	〃
3 納税課内に収納支援室新設。	〃
4 農林水産課に地籍調査室新設。	〃
5 会計分室廃止。	〃
6 教育総務課に学校整備室新設。	〃
7 教育分室廃止。	〃
8 文化課新設。	〃
9 図書館を課に変更。	〃
平成20年度	備考
1 まちづくり推進室からまちづくり推進課へ昇格。	平成20年4月1日
2 健康福祉課から健康長寿課へ変更。	〃
3 農林水産課から農村整備課と地籍調査室が分離。	〃
4 商工観光課から商工課と観光課分割。	〃
5 建設課から建築住宅課が分離。	〃
6 建設維持課から整備課と維持課分割。	〃
7 各総合支所土木課廃止。本庁統合。	〃
8 各総合支所上下水道課廃止。本庁統合。	〃
9 学校整備室が課へ昇格。	〃
10 坂井総合支所税務課廃止。本庁統合。	平成20年9月29日
11 坂井総合支所産業課廃止。本庁統合。	〃

平成21年度	備 考
なし。	自治区長廃止
平成22年度	備 考
1 企画課と情報政策課を統合して企画情報課。	平成22年 5月 1日
2 環境衛生課から環境推進課へ変更。	//
3 児童家庭課内に子育て支援室を新設。	//
4 学校整備課から教育施設整備課へ変更。	//
5 生涯学習課とスポーツ課を統合して生涯学習スポーツ課。	//
6 各総合支所地域課と産業課を統合して地域振興課。	//
7 収納支援室廃止。	//
平成23年度	備 考
1 児童家庭課と子育て支援室を子育て支援課として統合。	平成23年 4月 1日
2 商工課と観光課を統合して観光産業課。	//
3 建築住宅課廃止。都市計画課へ統合。	//
4 三国・丸岡・春江総合支所税務課廃止。本庁、市民課（税務係）に統合。	//
5 坂井総合支所市民課、福祉課廃止。本庁統合。	//
平成24年度	備 考
1 安全対策室から安全対策課へ昇格。	平成24年 4月 1日
平成25年度	備 考
1 監理課内に営繕室を新設。	平成25年 4月 1日
2 健康長寿課を高齡福祉課と健康増進課に分離。	//
3 生涯学習スポーツ課内に国体準備室を新設。	//
平成26年度	備 考
1 秘書広報課内にシティセールス推進室を新設。	平成26年 5月 1日
2 納税課内に税外債権管理室を新設。	//
3 国体準備室から国体推進課へ昇格。	//

平成27年度

備考

- 1 営繕室と教育施設整備課を統合し営繕課を新設。 平成27年 4月 1日

- 2 建設課内に高速交通対策室を新設。 //

- 3 維持課と整備課を統合して整備課。 //

- 4 文化課内に丸岡城国宝化推進室を新設。 平成27年 9月 1日

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
議会事務局 総務課 職員課 秘書広報課 企画課 情報政策課	議会事務局 総務課 安全対策室 まちづくり推進室 職員課 秘書広報課 企画課 情報政策課 行政経営課	議会事務局 総務課 安全対策室 職員課 秘書広報課 企画課 情報政策課 行政経営課 まちづくり推進課	議会事務局 総務課 安全対策室 職員課 秘書広報課 企画課 情報政策課 行政経営課 まちづくり推進課	議会事務局 総務課 安全対策室 職員課 秘書広報課 企画情報課 行政経営課 まちづくり推進課	議会事務局 総務課 安全対策室 職員課 秘書広報課 企画情報課 行政経営課 まちづくり推進課	議会事務局 総務課 安全対策課 職員課 秘書広報課 企画情報課 行政経営課 まちづくり推進課	議会事務局 総務課 安全対策課 職員課 秘書広報課 企画情報課 行政経営課 まちづくり推進課	議会事務局 総務課 安全対策課 職員課 秘書広報課 企画情報課 行政経営課 まちづくり推進課	議会事務局 総務課 安全対策課 職員課 秘書広報課 企画情報課 行政経営課 まちづくり推進課
財政課 監理課 課税課 納税課	財政課 監理課 課税課 納税課 取納支援室	財政課 監理課 課税課 納税課 取納支援室	財政課 監理課 課税課 納税課 取納支援室	財政課 監理課 課税課 納税課	財政課 監理課 課税課 納税課	財政課 監理課 課税課 納税課	財政課 監理課 課税課 納税課	財政課 監理課 課税課 納税課 取納支援室	財政課 監理課 課税課 納税課 取納支援室
市民生活課 保険年金課 環境衛生課 社会福祉課 健康福祉課 児童家庭課	市民生活課 保険年金課 環境衛生課 社会福祉課 健康福祉課 児童家庭課	市民生活課 保険年金課 環境衛生課 社会福祉課 健康福祉課 児童家庭課	市民生活課 保険年金課 環境衛生課 社会福祉課 健康福祉課 児童家庭課	市民生活課 保険年金課 環境推進課 社会福祉課 健康長寿課 児童家庭課 子育て支援室	市民生活課 保険年金課 環境推進課 社会福祉課 健康長寿課 子育て支援課	市民生活課 保険年金課 環境推進課 社会福祉課 健康長寿課 子育て支援課	市民生活課 保険年金課 環境推進課 社会福祉課 高齢福祉課 地域包括支援センター 健康増進課 子育て支援課	市民生活課 保険年金課 環境推進課 社会福祉課 高齢福祉課 地域包括支援センター 健康増進課 子育て支援課	市民生活課 保険年金課 環境推進課 社会福祉課 高齢福祉課 地域包括支援センター 健康増進課 子育て支援課
農林水産課 商工観光課	農林水産課 地籍調査室 商工観光課	農林水産課 農村整備課 地籍調査室 商工課 観光課	農林水産課 農村整備課 地籍調査室 商工課 観光課	農林水産課 農村整備課 地籍調査室 商工課 観光課	農林水産課 農村整備課 地籍調査室 観光産業課	農林水産課 農村整備課 地籍調査室 観光産業課	農林水産課 農村整備課 地籍調査室 観光産業課	農林水産課 農村整備課 地籍調査室 観光産業課	農林水産課 農村整備課 地籍調査室 観光産業課
都市計画課 建設課	都市計画課 建設課	都市計画課 建設課 建築住宅課	都市計画課 建設課 建築住宅課	都市計画課 建設課	都市計画課 建設課	都市計画課 建設課	都市計画課 建設課	都市計画課 建設課	都市計画課 建設課 高速交通対策室
教育総務課 学校教育課 生涯学習課 スポーツ課	教育総務課 学校整備室 学校教育課 生涯学習課 スポーツ課 文化課	教育総務課 学校整備室 学校教育課 生涯学習課 スポーツ課 文化課	教育総務課 教育施設整備課 学校教育課 生涯学習課 スポーツ課 文化課	教育総務課 教育施設整備課 学校教育課 生涯学習スポーツ課 文化課	教育総務課 教育施設整備課 学校教育課 生涯学習スポーツ課 文化課	教育総務課 教育施設整備課 学校教育課 生涯学習スポーツ課 文化課	教育総務課 教育施設整備課 学校教育課 生涯学習スポーツ課 文化課 団体準備室	教育総務課 教育施設整備課 学校教育課 生涯学習スポーツ課 文化課 団体準備室	教育総務課 教育施設整備課 学校教育課 生涯学習スポーツ課 文化課 団体準備室
総務経理課 建設維持課	総務経理課 建設維持課	総務経理課 整備課 維持課	総務経理課 整備課 維持課	総務経理課 整備課 維持課	総務経理課 整備課 維持課	総務経理課 整備課 維持課	総務経理課 整備課 維持課	総務経理課 整備課 維持課	総務経理課 整備課
総合支所 地域課 産業課 市民課 税務課 福祉課 土木課 上下水道課 会計分室 教育分室	総合支所 地域課 産業課 市民課 税務課 福祉課 土木課 上下水道課	総合支所 地域課 産業課 市民課 税務課 福祉課 坂井(10月～)	三国・丸岡・春江 地域課 産業課 市民課 税務課 福祉課 坂井 地域振興課 市民課 福祉課	三国・丸岡・春江 地域振興課 市民課 税務課 福祉課 坂井 地域振興課 市民課 福祉課	三国・丸岡・春江 地域振興課 市民課 税務課 福祉課 坂井 地域振興課	三国・丸岡・春江 地域振興課 市民課 税務課 福祉課 坂井 地域振興課	三国・丸岡・春江 地域振興課 市民課 税務課 福祉課 坂井 地域振興課	三国・丸岡・春江 地域振興課 市民課 税務課 福祉課 坂井 地域振興課	三国・丸岡・春江 地域振興課 市民課 税務課 福祉課 坂井 地域振興課

第4章

行財政改革の取り組み

(2) 定員適正化計画の取り組み

坂井市は合併時に、長期的視点で合併10年後（平成27年度）において、一般会計職員数600人を目標とする「職員削減計画」を立てました。

平成17年「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（集中改革プラン）および平成18年「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（18年指針）に基づき、坂井市行政改革大綱の中で定員適正化計画として位置づけました。

定員適正化計画（平成19年度～平成23年度）では、平成23年度において一般会計職員数を104人削減することを目指し、支所業務の統合や事務の効率化により、96人を削減しました。（達成率92.3%）

第二次定員適正化計画（平成24年度～平成28年度）では、多様化する市民ニーズへの対応やきめ細やかなサービスの提供のため、当初の「職員削減計画」を見直し、平成28年度において、一般会計職員数を670人とする新たな目標を設定しました。

【定員適正化計画】

	H18	H19	H20	H21	H22	H23
第一次定員適正化計画	827	819	801	783	760	723
実績（各年4月1日）	827	826	809	779	765	731
累計削減数（H18比較：人）		1	18	48	62	96

	H23	H24	H25	H26	H27	H28
第二次定員適正化計画	731	717	713	704	696	670
実績（各年4月1日）	731	716	706	693	701	
累計削減数（H23比較：人）		15	25	38	30	

【全体職員数】

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
一般会計	827	826	809	779	765	731	716	706	693	701
福祉以外	308	307	298	281	273	267	262	256	253	274
福祉関係	302	307	311	312	314	309	302	298	294	307
（内保育士）	（171）	（179）	（180）	（180）	（179）	（178）	（177）	（174）	（172）	（185）
教育	217	212	200	186	178	155	152	152	146	120
公営企業等	152	150	147	149	143	151	148	147	143	128
病院	98	99	106	105	100	108	106	105	100	96
上下水道	48	43	32	32	31	31	30	30	31	20
その他	6	8	9	12	12	12	12	12	12	12
合計	979	976	956	928	908	882	864	853	836	829

（3）人事評価制度の導入

国や地方公共団体においては、能率的かつ適正な運営を確保するため、能力・実績重視の人事制度への転換が求められています。平成18年4月には、職務・職責に応じた昇給制度の導入などの給与構造改革が実施され、平成19年7月には、能力本位の任用制度の確立や、新たな人事評価制度の構築等を盛り込んだ改正国家公務員法が公布されました。これを受け地方公務員法も平成26年5月に同様の改正が行われ、平成28年4月から施行となります。

坂井市では、人事評価制度を人材育成の場と捉え、毎年、制度研修会を開催し、職員の理解に努めてまいりました。平成23年度には主任級以上の職を対象に試行を始め、平成24年度は主事・主査級を含めて、また平成25年度には幼稚園教諭・保育士を対象に加え実施してまいりました。

平成26年度からは人材育成を目的とした人事評価制度として運用を始め、平成27年度からは現業職を含めて実施しています。今後は、評価結果を任用、給与、分限等に段階的に反映させることを検討していきます。

(4) 事務事業評価の取り組み

行政の透明性を確保するとともに、人員および財源等の行政資源を効率的に活用し、効果的な行政運営を図ることを目的として、P D C Aサイクルに基づいた事務事業評価のシステムを構築しています。

平成19年度に事務事業評価の手引きを作成し、総合計画の基本施策と結びつけた評価シートにより全ての事務事業において実施を始め、本庁と各総合支所の事務事業の整理や評価シートの見直しを図りながら取り組みを実施しています。

担当職員による「妥当性」「効率性」「有効性」の観点からの評価や改善方策の提案などをもとに、所属長が「事業の方向性」「実施主体の方向性」「コスト投入の方向性」「人員投入の方向性」を判断し、短期的あるいは長期的な改善策を提案する作業を行った後、評価内容の検証のためのヒアリング（2次評価）を実施しながら、確認と指導を行う中、業務改善につなげるとともに必要な予算措置への反映を行っています。

併せて、事務事業ごとの業務量の算定を行い、組織の見直しや適正な人員配置、事務分担の適正化を図っています。

事務事業の評価結果については市のホームページ上で毎年公表しており、今後も、市民目線での見直しを継続していきます。

第3節

財政状況の推移と財政計画

1. 財政規模・財政指標等の推移

(1) 一般会計歳入歳出決算額

	H18	H19	H20	H21
歳入（千円）	34,846,502	32,305,378	33,315,919	32,805,502
（うち市税）	(11,738,975)	(13,056,498)	(13,304,819)	(12,415,419)
歳出（千円）	34,102,265	31,269,990	32,457,621	31,955,353

	H22	H23	H24	H25	H26
歳入（千円）	34,866,070	35,033,287	36,088,776	37,248,675	37,914,392
（うち市税）	(12,113,247)	(12,078,139)	(11,960,848)	(11,946,233)	(11,985,034)
歳出（千円）	33,882,795	33,985,381	34,620,535	35,731,845	36,895,311

（2）標準財政規模・財政力指数・実質収支比率

標準財政規模は、地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の総量をいいます。

財政力指数は、地方公共団体の財政力を示す指数で、財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。

地方自治体の黒字または赤字の率を示す実質収支比率は、一般的に3～5%程度が望ましいとされています。

	H18	H19	H20	H21
標準財政規模（千円）	19,746,111	19,941,462	21,037,735	21,438,156

財政力指数	0.67	0.72	0.75	0.75
-------	------	------	------	------

実質収支比率（%）	3.5	4.8	3.6	3.6
-----------	-----	-----	-----	-----

	H22	H23	H24	H25	H26
標準財政規模（千円）	22,091,708	22,037,321	21,876,960	22,129,526	21,830,396

財政力指数	0.72	0.69	0.67	0.68	0.68
-------	------	------	------	------	------

実質収支比率（%）	2.9	4.3	4.0	5.0	3.9
-----------	-----	-----	-----	-----	-----

（3）経常収支比率

経常収支比率は、財政構造の弾力性を表す指標で、この比率が高いほど投資的経費等の臨時的経費に使用できる一般財源が少なく、財政構造が弾力性を失っていることを示します。

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず毎年度経常的に収入される財源（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合です。

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
経常収支比率（%）	92.9	95.3	93.6	92.9	86.4	88.8	88.3	89.2	92.0

(4) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般的財源に対する公債費の割合のことで、過去3年間の平均をいいます。この比率が「18%」を超えると、地方債を発行するときに国の許可が必要になります。

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
実質公債費比率 (%)	15.0	16.4	17.3	16.1	14.4	13.0	11.8	10.8	9.6

(5) 地方債現在高 (市の借金)

	H18	H19	H20	H21
地方債現在高 (千円)	33,372,288	32,795,474	32,088,171	31,324,173

	H22	H23	H24	H25	H26
地方債現在高 (千円)	31,599,020	31,940,374	33,325,838	35,155,562	37,385,837

(6) 積立金現在高 (市の貯金)

財政調整基金は、地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金です。

また、減債基金は地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金、特定目的金は、財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金です。

	H18	H19	H20	H21
財政調整基金 (千円)	1,549,163	904,200	1,107,257	1,087,069
減債基金 (千円)	603,359	248,683	167,150	8,341
特定目的基金 (千円)	4,640,606	4,305,068	4,377,309	4,254,396

	H22	H23	H24	H25	H26
財政調整基金 (千円)	1,646,993	1,974,495	2,400,182	2,907,545	3,199,563
減債基金 (千円)	11,603	31,628	32,360	32,365	35,836
特定目的基金 (千円)	4,150,700	4,121,554	3,981,265	3,986,931	3,845,943

2. 中期財政計画の策定

(1) 計画策定

本計画は、平成25年度から29年度までの5年間の中期的な財政収支の見通しを立てることにより、平成25年度から新たにスタートする本市のまちづくりの指針である「総合計画後期基本計画」の推進を財政的視点から補完するとともに、今後においても計画的かつ健全な財政

運営を維持していくため、現在および将来における財政状況を明らかにし、今後の予算編成や執行の指針としていくことを目的として策定されました。

本計画は、今後の経済動向や国による地方財政計画、さらには経済政策により、状況が大きく変わることも予想されることから、状況変化を適切に捉えて適宜に見直しを行います。

(2) 計画期間および会計単位

- ① 期 間 平成25年度から平成29年度までの5年間
- ② 会計単位 普通会計（一般会計）

3. 財政健全化の目標

将来にわたって健全な財政運営を維持していくため、平成24年3月策定の坂井市第2次行政改革大綱において設定した財政指標を目標値としました。

財政指数	H23年度決算数値	目 標 値
財政調整基金の 年度末残高	19億7千万円	22億円以上 ※標準財政規模（H23：22,037百万円）の10%以上
経常収支比率	88.8%	85～90%
実質公債費比率	13.0%	15.0% ※18%以上は国の許可が必要となる

※市債残高（一般会計）については、坂井市総合計画後期基本計画に基づき、本計画を作成する中で、適正な起債残高管理を行います。

4. 中期財政計画

【中期財政計画（平成25年度～29年度・普通会計）】

（単位：百万円）

		H25	H26	H27	H28	H29
歳 入	市 税	11,946	11,985	11,833	11,790	11,825
	譲与税・交付金	1,490	1,624	2,170	2,240	2,286
	地方交付税	7,771	7,633	7,541	7,476	7,362
	国・県支出金	6,579	6,765	7,003	7,163	7,260
	市 債	4,779	5,090	4,972	5,574	6,597
	そ の 他	4,668	4,802	4,382	4,593	4,970
	合 計	37,233	37,899	37,901	38,836	40,300

歳 出	人件費	5,318	5,409	5,474	5,372	5,313
	物件費	4,875	5,182	5,611	5,490	5,721
	扶助費	6,160	6,725	6,614	6,636	6,787
	補助費等	6,069	6,689	6,737	6,045	6,320
	投資的経費	5,987	5,714	5,736	7,411	7,980
	繰出金	2,467	2,655	2,933	3,008	3,082
	公債費	3,354	3,238	2,929	3,011	3,235
	その他	1,486	1,268	967	963	962
	合計	35,716	36,880	37,001	37,936	39,400
形式収支	1,516	1,019	900	900	900	

※1 H25～H26は決算額です。

※2 「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」の執行に伴い、合併時の「坂井市まちづくり計画」の計画期間の延長や財政計画等について変更したので、その財政計画に置き換えています。

第4節

行政改革大綱実施計画に基づく各種の取り組み

(1) 補助金等合理化の取り組み

合併後の新市において予算計上してきた各種補助金は、旧町ごとに内容や金額にバラつきがあるものや、補助制度の統一がされていないものなど十分な検証が行われていませんでした。

そこで、平成19年度に行政内部で検証を始めるとともに、学識経験者、市顧問弁護士、各地域代表からなる「坂井市補助金等合理化委員会」を設置し、平成21年度までの3年間で「無駄がないか」、「役割を終えてないか」、「もっと重点的に推進すべきではないか」など単に補助金の削減を図るだけでなく、補助制度の課題検証、方向性やあり方の検討を行い、提言をいただきました。委員会からの提言を踏まえて「坂井市補助金等交付基準」および「坂井市補助金等見直し方針」を平成22年度に策定し、全ての補助金について見直しを実施するとともに、補助金交付要綱および事務取扱要領の整備を実施しました。

平成27年度からは、第2期目の「坂井市補助金等合理化委員会」を設置し、2年間をかけて、市の補助金制度が真に公共性・公益性が高く、市民福祉の向上、市民と行政の協働という目的に沿ったものであるかを検証し、抜本的な見直しを進めているところです。

また、補助金等交付基準に基づき、平成23年度交付分から補助金等の交付状況を市のホームページにおいて公表しています。

(2) 指定管理者制度の導入

指定管理者制度については、民間のノウハウを活用した市民に提供されるサービスの向上や管理運営コストの削減を図るため積極的に導入を図ってきました。平成18年4月に公の施設の指定管理者制度に関する指針を策定し、平成18年度では23施設において指定管理者制度を導入しました。また、平成19年4月には、適正な制度の運用を図るため第二次公の施設の指定管理者制度に関する指針を策定し、平成20年度は41施設、平成21年度は59施設、平成28年度からは61施設となり、年々制度導入施設を増加させてきました。財政効果額としては、導入前の施設維持管理経費と平成26年度の指定管理料を比較した場合、年間1億5千4百万円の経費節減となります。

また、指定管理者に対するモニタリング機能を強化するため、外部評価制度を取り入れたモニタリングマニュアルや、モニタリング結果を指定管理者の選定や協定内容に結びつけるための指定管理者候補選定に係る審査マニュアルを整備し、制度運用の強化に努めています。

平成28年4月1日現在 指定管理者導入施設 (61施設)

[施設名]		
1 JR春江駅駐車場	2 JR丸岡駅駐車場	3 JR丸岡駅長畑駐車場
4 三国駅前駐車場	5 えっせる坂駐車場	6 丸岡総合福祉保健センター
7 三国希望園	8 坂井障害者交流センター	9 三国社会福祉センター
10 ゆりの里公園	11 坂井地域交流センター (いねす)	12 三国温泉ゆあぼ〜と
13 丸岡観光情報センター	14 旧森田銀行本店	15 旧岸名家
16 三国湊町家館	17 東尋坊駐車場	18 たけくらべ広場
19 竹田水車メロディーパーク	20 竹田農山村交流センター	21 赤坂聖苑
22 江留上公園グラウンド	23 三国運動公園	24 三国体育館
25 三国グラウンド	26 三国艇庫	27 丸岡運動公園
28 丸岡情報団地公園テニスコート	29 霞ヶ城公園屋内球技練習場	30 丸岡体育館
31 丸岡今福体育館	32 丸岡武道館	33 丸岡スポーツランド
34 鳴鹿テニスコート	35 磯部テニスコート	36 丸岡ゲートボール場
37 今市水泳プール	38 春江体育館	39 春江B & G海洋センター
40 春江北グラウンド	41 春江東グラウンド	42 春江テニスコート
43 春江ゲートボール場	44 春江水泳プール	45 東十郷中央公園
46 坂井体育館	47 坂井武道館	48 坂井屋内スポーツセンター
49 坂井グラウンド	50 丸岡フィットネスセンター	51 丸岡B & G海洋センター
52 三国運動公園屋内温水プール	53 文化の森・YURI文化情報交流館	54 みくに文化未来館
55 丸岡城	56 丸岡歴史民俗資料館	57 霞ヶ城公園
58 霞ヶ城公園事務所	59 丸岡まちかど公園駐車場	60 お天守前駐車場
61 一筆啓上日本一短い手紙の館		

(3) 公共施設マネジメント白書の策定

旧4町時代に整備してきた公民館や図書館などの公共施設はそのまま新市に引き継がれましたが、これらの施設には同じような目的で建設されたものが多数存在しています。また、施設の多くが老朽化しており、維持管理にかかる費用も増加傾向となっています。さらに、大規模な改修や改築をしなければならない時期が到来しており、施設の維持・更新は市政運営にとってきわめて大きな課題となっています。

一方で、市民の生命・財産に関する安全安心の確保は行政が行うべき基本的な責務であり、東日本大震災等の教訓から、安全安心のまちづくりへの早急な対応が必要とされています。市では最重要施策の1つとして平成27年度までに小中学校の耐震化を完了させており、今後はまちづくりの拠点となる各コミュニティセンター等の耐震化に取り組んでいくこととしています。

平成24年3月には、市民の皆様へ公共施設について知っていただくために、『坂井市公共施設マネジメント白書』を策定しました。白書では、施設の利用状況やコスト状況などを施設単位で明確にするとともに、特徴の1つとして「今後の施設のあり方・改善の方向性」を示しています。策定にあたっては、アンケートによる市民意向の把握や市職員の勉強会、市民（地域協議会、区長会、まちづくり協議会など）や議員との意見交換会などを開催し、パブリックコメントを経て市民の皆様へ公表されています。

現在、白書に示された方向性に基づき、その実現に向けて第2次行政改革大綱実施計画の中で各施設の取り組みの進捗管理を行っており、保育所の民営化や幼保一元化、高椋コミュニティセンターや丸岡子育て支援センターの機能移転など、少しずつですが成果が見えてきています。今後も、具体的な再配置の検討段階に入る場合においては、市民の皆様のご意見を伺いながら進めていきます。

(4) 受益者負担適正化の取り組み

市における受益者負担については、合併前の旧4町の受益者負担額を踏襲する形で設定されてきました。そのため、算定根拠が不明確であったり、サービス間の整合性が図られていないことから、受益者負担の透明性やサービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性が確保されているとは言い難い状況にありました。

そこで、負担を求める場合の基準や負担額の算定根拠を明確にして、公平性や透明性を確保するため、「受益者負担の原則」に基づく「受益者負担の適正化に関する基本方針」を平成27年1月に策定しました。

・対象とする受益者負担

法律や政令等により基準を定めているものを除き、使用料や手数料など全ての受益者負担を対象とします。

・算定方法の確立

施設利用やサービス提供に係る全てのコスト（トータルコスト）を算定の基礎とし、公平性や客観性を担保するとともに、コストの増減が受益者負担の増減につながるため、業務の継続的改善や効率的で効果的なサービスの提供にもつながります。

- ・受益者負担割合

施設や提供するサービスには、政策的なものや民間と類似するものまで様々な形態があるため、設置目的やサービス提供目的を勘案して負担割合を設定しました。

- ・減免基準の統一

市として統一した基準がなく独自の減額・免除基準が設定されていたことが、受益者による負担率の低下を招き、利用者の公平性を損なう恐れがありました。減免は政策的な特例措置であることを再認識し、真にやむを得ないものに限定した統一基準の設定を行いました。

※受益者負担の原則

受益者負担とは、公共施設の利用や各種証明書の発行など公共サービスを利用する人に、そのサービスに応じた負担を求めるものです。公共サービスを利用する人と利用しない人との「負担の公平性」を考えると、サービスを利用する人が応分の負担をすることによって、利用しない人との公平性が確保されるという考え方です。

また、基本方針の策定を受け、施設の使用料や減免の取扱いについて見直しを進め、平成28年4月から一部の公共施設使用料と減免基準の改定を行いました。

(5) 3セク・外郭団体改革の取り組み

平成20年6月に総務省より「第三セクター等の改革について」が通知され改革のガイドラインが示されて以来、坂井市においても出資団体等の経営状況を的確に把握しながら、存廃を含めた抜本的な改革に取り組んできました。

平成21年4月には、坂井市三国町文化振興事業団と坂井市春江文化振興事業団が合併し坂井市文化振興事業団が発足。ハートピア春江・みくに文化未来館等の指定管理者として、市の文化振興に大きく寄与しています。

観光分野では、三国温泉ゆあぼ〜との指定管理を行ってきた三国温泉観光公社が、同施設の指定管理者に民間企業が選定されたことにより、平成25年3月に解散しました。

農業分野では、公益財団法人への移行を機に、春江町農業公社を解散し、坂井町農業振興公社に統合、平成25年4月に坂井市農業振興公社となりました。

また、土地開発公社については、合併以降、未売却地の販売促進に鋭意取り組んできたところではありますが、将来の財政負担を軽減する観点から検討を重ねた結果、平成27年1月をもって解散しました。

現在、事業計画、決算状況を議会へ報告し、ホームページを通じて市民へ公表する仕組みが確立されています。必要性や効率的な事業運営を行っているかを随時検証し、第三セクター等が市の財政負担を最小限に抑制しつつ所期の目的を達成できるよう、指導監督の強化を図っていきます。

(6) 税外債権管理の取り組み

平成25年7月に庁内に「税外債権管理推進ワーキンググループ」を設置し、先進地の取り組みなどを調査しながら、坂井市における税外債権管理の在り方の検討を開始しました。

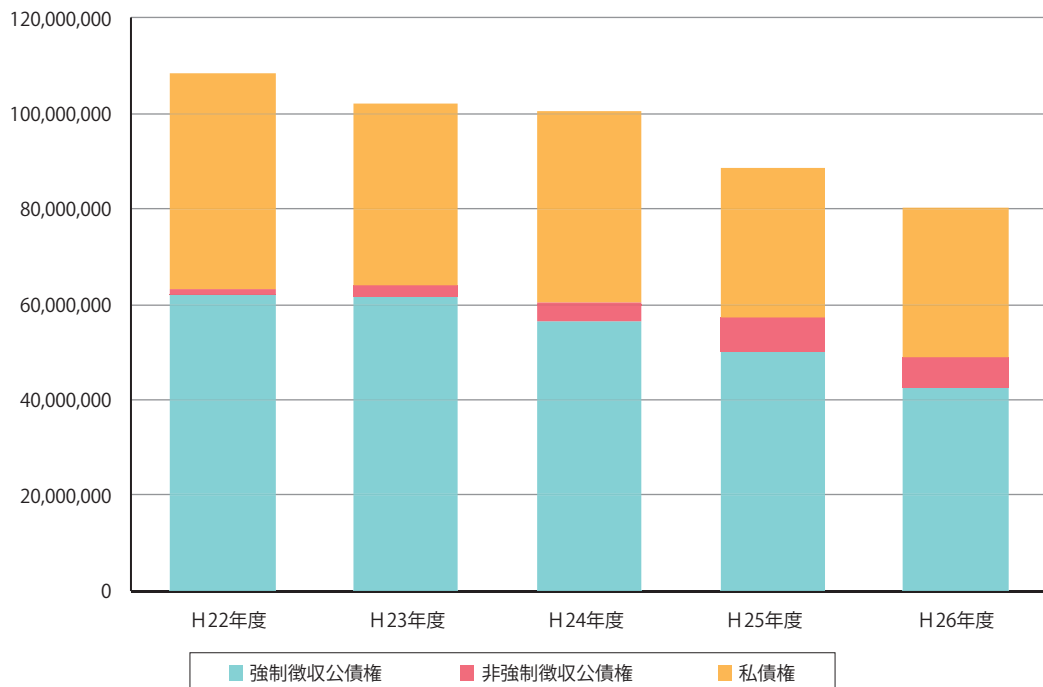
「税外債権を扱う専門部署を設置して取り組むべき」との検討結果を踏まえ、平成26年5月に「税外債権管理室」を設置しました。

税外債権管理室では、関連例規の制定や徴収マニュアルの制定など債権管理の基盤整備を進め、各債権所管課における徴収事務の統一、充実化を図るとともに、強制徴収（滞納処分や司法手続きによる徴収）の一元化を図りながら、税外債権収入未済額の圧縮に努めています。

[税外債権収入未済額の推移]

(単位：円)

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
強制徴収公債権	61,864,413	61,813,775	56,576,758	50,142,090	42,699,125
非強制徴収公債権	1,521,000	2,391,376	3,828,039	7,197,945	6,068,913
私債権	45,105,071	37,915,878	39,954,005	31,160,811	31,375,743
合計	108,490,484	102,121,029	100,358,802	88,500,846	80,143,781



行政改革の「これまで」と「これから」

公立大学法人 福井県立大学 経済学部 准教授 廣瀬 弘 毅

坂井市合併10周年、おめでとうございます。

本当に早いもので、私が行政改革推進協議会の委員をお引き受けしてからほぼ10年もの月日が経ちました。振り返ってみれば、あっという間だったという印象です。

坂井市は、それぞれ魅力的な個性を持った4つの町が合併し、人口規模では県都福井市に次いで、9万人余の人口を有する大きな自治体となりました。合併当初は、「三位一体改革」のかけ声のもと、行政の効率化を目指す行政改革が待ったなしの状況でしたが、何よりもまず合併自体をスムーズに実現することも求められていました。行政改革と合併、この二つの課題を同時にこなすことは、簡単に聞こえるかもしれませんが、行政改革を推進する立場にある人たちにとっては、並大抵のご苦労ではなかったと思います。行政改革推進協議会の委員に選ばれた皆様も、新しく誕生した坂井市への期待から、厳しくも熱い意見が毎回のように出されていました。また、それらの意見を一つ一つ汲み上げるべく奮闘された行政の職員の方々も、大変だったと思います。

しかし、今だから言えることですが、行政改革の流れを生み出す上で、このプロセスは必要な苦しみだったのではないかと思います。行政改革を推進する上で、どうしても市民の皆様の利害がぶつかる場面も出てきます。痛みを伴う改革という言い方もありますが、それを乗り越えて、坂井市民として一緒になって坂井市を支えていくには、それぞれの立場の意見を出し合うことも必要です。そう考えると、行政改革推進協議会は、市民目線で意見を出して下さる委員の皆様同士や、協議会運営を支え行政改革を進められる市の職員の方々との貴重なインターフェースとして役立ったのではないかと思います。そしてその役割は、その後の協議会でも引き継がれてきました。今後は、単に今ある事業の効率化を目指すだけでなく、総合計画や長期戦略を前向きに実現するための効率的な組織運営を考えて行くことも求められます。行政改革推進協議会の役割は、ますます重要になっていく事だろうと推察いたします。

次の10年間も、坂井市が市民目線から満足度を追求され、ますます発展されることを願ってやみません。